

西南学院大学体育会ワンダーフォーゲル部OB会規約

第三章 役員

第一章 総則

第一条 本会は西南学院大学体育会ワンダーフォーゲル部OB会と称す。

第二条 本会は西南学院大学体育会ワンダーフォーゲル部内に本部を置く。

第三条 本会はOB間の親睦及び西南学院大学ワンダーフォーゲル部に對する援助を目的とする。

第二章 組織

第四条 本会は西南学院大学体育会ワンダーフォーゲル部の出身者によつて構成される。

第五条 本会は運営機関として總會、ブロック会を置く。

第六条 總會は本会員によつて構成される。

第七条 總會は本会の最高議決機関にして、運営に関するすべての事項を決定する。

第八条 總會は年一回開催され、会長がこれを招集する。

第九条 總會は会員の出席をもつて成立する。但し、欠席者は白紙委任と看做す。

第十条 總會決議は出席会員の過半数をもつて成立する。

第十一条 ブロック会は会員相互の連絡及び親睦を目的とする。

第十二条 本会は、左記役員を置く。役員の数には必要に応じて、正式又は臨時に任命され、兼任することもできる。

会長（一名）、副会長（二名）、会計（一名）、事務局長（一名）、ブロック連絡員（各ブロック会毎に一名）

第十三条 役員は左記の通り就任する。

一、会長は總會の議決により選出する。

一、会長以外の諸役員は会長がこれを任命する。

第十四条 役員は左記の事項を掌るものとする。

一、会長は本会の最高執行者として、諸般の事務を総括し、總會、ブロック会を招集することができる。

一、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

一、会計は、会計事務を掌理する。

一、ブロック連絡員は、ブロック内の連絡及び本部との連絡の緊密化を計り、又、ブロック会を招集することができる。

第十五条 役員任期は一年とする。但し、役員の再任はこれを妨げない。

第十六条 会長は、全会員の三分の二以上の不信任があつた場合、その資格を喪失する。

第四章 会員

第十七条 一、会員は西南学院大学体育会ワンダーフォーゲル部の出身

者にして本会規約を遵守し、会の目的達成の為に寄与する義務を有す。

第六章 附 則

Ⅱ、会員は定められた会費を納入する事を要す。

第廿三条 本規約施行に関する必要事項は細則に定める。

Ⅲ、再入会は会長の承認を得、定められた入会金を納入する事を要す。

第廿四条 一 規約改正は総会の議決による。

Ⅳ、会員は戸籍上の変動、その他諸々の身辺状況の変動はこれを会長宛報告する義務を有す。

Ⅱ 総会により規約の改正が決定されたる場合、会長はその職務により全会員に文書をもって通告する義務を有す。

第十八条 会員は、左記事項に該当した場合、会長の権限により除名される。

第廿五条 本規約は昭和四十年四月一日より施行する。

本規約は平成二十三年六月十一日より施行する。

一、会員が本規約に違反し、又会の面目を損じ、公の秩序を乱

細 則

し、その他本会員たる義務を怠った場合。

一、第十七条Ⅱに定めるところの会費を一期以上滞納したる場

第一条 規約第五条による、ブロック会及び、第十二条によるブロック

合。

連絡員は、関東地区、関西地区、九州地区に置く。

第五章 会 計

第十九条 本会経費は会員の納入する会費、寄付、その他の収入をもつ

第二条 規約第十七条Ⅱによる会費は、一期二千円とする。

第三条 規約第十七条Ⅲによる入会金は二千円とする。

てこれに充当し、会計が之を管理する。

第四条 会費歳出は左記の通りとする。

第廿条 本年会計年度は、その年のOB総会より翌年のOB総会の前

一、西南学院大学ワンダーフォーゲル部に対する援助

日までとする。

一、本会運営の為の経費

第廿一条 年度末会計は翌年度会計に繰越すものとする。

第廿二条 会計報告は会計が総会に於いて報告し、その承認を得る事を

要す。

二、その他

第五条 規約第六条による総会は本会員によって構成されると雖も、会員以外の者も総会に出席する事ができる。但し、議決権は之を認めず。

第六条 本細則改正は会長及び総会の議決による。

第七条 本細則は規約と共に施行する。